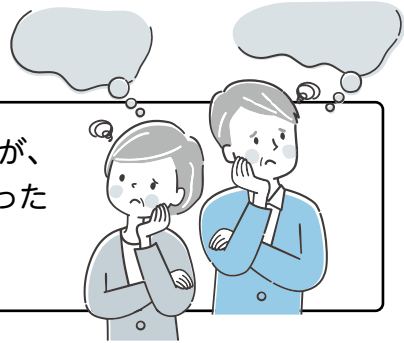


「成年後見制度」を知っていますか？

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分ではない人が安心して自分らしい生活を送ることができるよう、その人の権利や財産を守る制度です。

■このような人が利用しています

- ・認知症の父親名義の通帳のお金を入院費用に充てたいが、「本人の同意がないと引き出せない」と言われてしまった
- ・認知症で一人暮らしの母を悪質商法から守りたい



■成年後見制度は、判断能力に応じて利用する制度が違います

①判断能力が不十分になったら…「法定後見制度」

後見	多くの手続きや金銭の管理、契約などを全面的にサポートします。
補佐	重要な手続きや契約などを一緒に行います。
補助	本人だけでは難しい手続きをお手伝いします。

②判断能力が不十分になる前に…「任意後見制度」

判断能力があるうちに任意後見人を選んでおき、判断能力が低下した時に任意後見人がサポートします。



成年後見人などができること・できないこと



～できること～

- 必要な福祉・介護サービスの手続きや契約
- 保険料や税金、医療費の支払いや不動産、預貯金などの財産の管理
- わからずにした契約の取り消し
- 郵便物や書類の確認
- 入院や施設入所などの手続き
- 定期的な訪問や本人の状況確認

～できないこと～

- 調理や掃除などの家事援助
- 日用品の買い物やおむつ交換などの実際の介護
- 養子縁組の手続きや結婚・離婚届の提出
- 毎日のように来てもらうことや話し相手になってもらうこと
- 医療行為への同意や身元保証

問い合わせ先 地域包括支援課 ☎75-6033